

議案第十二号

港区立精神障害者地域活動支援センター条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区长 武井雅昭

港区立精神障害者地域活動支援センター条例

(目的)

第一条 この条例は、精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）に必要な地域生活支援事業を行うことにより、精神障害者の地域での自立した生活を支援するため、港区立精神障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
港区立精神障害者地域活動支援センター	東京都港区高輪一丁目四番八号

(事業)

第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち同項第九号に掲げる創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進に関する事業
- 二 法第五条第十六項に規定する相談支援
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十五条の十四に規定する障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援として実施する保健所その他の関係機関との連携強化のための調整、ボランティアの育成及び障害に対する理解促進を図るための普及啓発
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休館日)

第四条 センターの休館日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第五条 センターの開館時間は、午前九時から午後八時までとする。ただし、日曜日及び土曜日にあつては、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。  
(利用できる者の範囲)

第六条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 第三条第一号に掲げる事業 区内に住所を有する精神障害者並びにその家族及び支援者
- 二 第三条第二号に掲げる事業 区内に住所を有する障害者(法第四条第一項に規定する障害者をいう。)並びにその家族及び支援者

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、同項に規定する者以外の者にセンターの事業を利用させることができる。

(利用の登録)

第七条 センターの事業のうち、第三条第一号の事業を利用しようとする者は、あらかじめ区長の登録を受けなければならない。

(使用料)

第八条 センターの使用料は、無料とする。

（施設の変更禁止）

第九条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第十条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにセンターの施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第十一条 利用者は、センターの施設に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第十二条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 第三条各号に掲げる事業に関する業務

二 施設、付属設備及び物品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。）に関する業務

三 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

(指定管理者の指定)

第十三条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切にセンターの管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第十四条 区長は、区議会議員、区長、副区長並びに地方自治法第百八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれ

らに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）となつてゐる法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資してゐる法人その他の団体であつて、区議會議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。）を指定管理者に指定することができない。

（指定管理者の指定の取消し等）

第十五条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第十三条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第十七条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないときと認めるとき。

（指定管理者の公表）

第十六条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第十七条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
  - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
  - 三 施設、付属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
  - 四 業務に関連して取得した個人情報に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
  - 二 業務の実施に関する事項
  - 三 業務の実績報告に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項

(委任)

第十八条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第十二条から第十六条まで及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

（説明）

精神障害者地域活動支援センターを設置するため、本案を提出いたします。

---